

弁当等の食品表示について

表示対象

- ・容器包装に入れられた加工食品
- ・食品を製造し、または加工した場所で販売する場合

口頭や掲示での情報提供が可能

- ・容器包装の無い加工食品
- ・客の求めに応じてその場で容器に詰めて販売する場合（対面販売）
- ・設備を設けて飲食させる場合（外食事業者による食品の提供（出前を含む））

食品表示の例

名称	日替わり弁当
原材料名	ご飯、鶏唐揚げ、煮物（人参、ごぼう、いんげん）、オムレツ（卵を含む）、ポテトサラダ／調味料（アミノ酸等）
内容量	1人前
消費期限	2020.4.30 15:00
保存方法	直射日光を避けて常温で保存してください。
製造者	(株)〇〇フーズ 仙台市青葉区〇〇1-2-3

一般的な名称を記載

アレルギー物質表示

原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載

外見上容易に識別できるものについては省略可

添加物は原材料と明確に区別して（／など）記載

必要に応じて時間まで具体的に記載

屋号表記は不可

※製造（加工）した場所で販売する場合は、原材料名、内容量、栄養成分表示等は不要です。ただし、アレルギー物質、添加物表示は省略できません。